

各 位

2024年3月11日

一般社団法人 全国労働金庫協会

**地域金融機関・協同組織金融機関の各業態で初めて
すべての労働金庫（13金庫）が「健康経営優良法人2024」に認定されました**

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

労金業態は、他の地域金融機関ならびに協同組織金融機関の業態（地銀・信金・信組・農協・漁協）に先駆けて、すべての労働金庫（13金庫）が「健康経営優良法人2024」に認定されました。

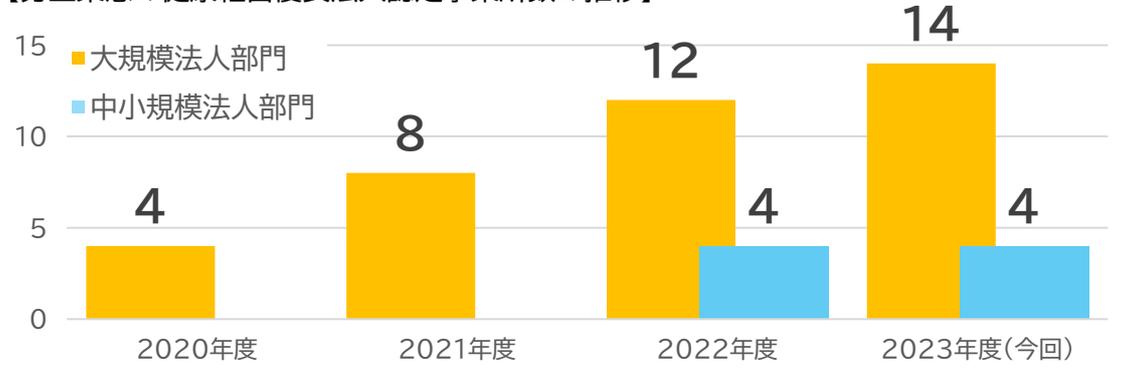
今回の認定は、2016年に「労働金庫健康経営宣言」を策定し、労金業態全体で健康経営に取り組んできたことが評価されたものです。今後も労金職員が心身ともに健康で働き続けることが出来るよう健康経営を推進していきます。



**2024
健康経営優良法人**
Health and productivity

大規模法人部門 ホワイト500	大規模法人部門	中小規模法人部門
新潟県労働金庫	北海道労働金庫、東北労働金庫、中央労働金庫、長野県労働金庫、静岡県労働金庫、北陸労働金庫、東海労働金庫、近畿労働金庫、中国労働金庫、四国労働金庫、九州労働金庫、労働金庫連合会、日本労働者信用基金協会	沖縄県労働金庫、東海労金サービス、全国労働金庫協会、全国労働金庫健康保険組合

【労金業態の健康経営優良法人認定事業所数の推移】



【労金業態の取組み経過】

■2015年 労金協会に「健康管理事業推進委員会」を設置

職員一人ひとりのセルフケア意識の醸成ならびに職員とその家族の健康維持・増進に繋がる健康管理事業および関連課題等について、労金協会・13金庫・健保・労働組合等が連携しながら、具体的な対応策を検討し、労金業態の施策立案に資することを目的とした「健康管理事業推進委員会」を設置しました。

■2016年 「労働金庫健康経営宣言」を策定し健康経営の推進を表明

職員の健康管理を経営的な視点から戦略的に実践する健康経営の考え方をベースに、健康管理課題を業態共通の経営戦略の一環と位置付けたうえで、「労働金庫健康宣言」を策定し、積極的に健康経営を推進する姿勢を表明しました。

この宣言を受けて、推進委員会では健康経営の取組みを可視化する「健康経営優良法人」の認定取得を労金業態の中長期目標として設定しました。

■健康経営優良法人の認定取得の相互支援

「全国健康管理担当責任者会議」や「健康経営優良法人 2023 に向けた実務担当者会議」に13金庫の健康管理担当者が参画し、様々な健康経営施策の事例報告や、健康経営度調査の情報共有を定期的に行うなど、労金業態の強固なネットワークを活かして、協調しながら健康経営の底上げや高度化を図っています。

【本リリースに関するお問い合わせ先】

一般社団法人全国労働金庫協会 人事総務部（担当：木内・小田）

TEL: 03-3295-6724

